

吹田市私道舗装工事助成制度 申請の手引き

吹田市 土木部 道路室

吹田市私道舗装工事助成制度について

私道は、その所有者で管理しますが、公道と同等の使用がされているものも多くあります。

吹田市私道舗装工事助成制度は、そのような私道の整備を促進するため、舗装工事をされる場合に助成金を交付する制度です。

なお、助成制度を利用するには、提出が必要な様式等があります。助成制度の詳細については、別紙「吹田市私道舗装工事助成交付要領（以下、「要領」という。）」を参照してください。

助成できる私道の条件

助成できる私道は、次の条件を全て満たしている必要があります。穴埋め等の簡易な補修や側溝等の舗装以外の工事は対象になりません。また、事業所や集合住宅の敷地内の通路も対象になりません。

- (1) 両端又は一端が公道又は地域の生活道路として利用されている道路に接続していること。
- (2) 路面の排水に支障がない構造であること。
- (3) 私道を利用する世帯が5世帯以上あること。
- (4) 私道の敷地の所有者及び当該敷地に隣接する土地の所有者が当該私道について一般の通行の用に供することを承諾しているこ

と。

(5) 私道の沿道の居住者から舗装工事の要望があったこと。

(6) 事業の用に供する道路又は通路で管理者が明確なものでないこと。

(7) 集合住宅の敷地内の道路又は通路でないこと。

舗装の構造

舗装の構造は、次を標準としています。

この構造が助成対象となります。

標準構造		
構造	アスファルト舗装	路盤
厚さ	4 c m	5 c m
材料 (規格)	再生アスファルト混合物 密粒度 (13)	再生粒度調整砕石 25 ~ 0 m m

舗装工事の工法

舗装工事の工法は、次を標準としています。

工法は、現場条件にあわせて選定します。市の担当者と相談して

決めてください。

工 法	内 容
人力施工－1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を人力で施工する
人力施工－2	アスファルト舗装を人力で施工する
人力施工－3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を人力で施工する
機械施工－1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を機械で施工する
機械施工－2	アスファルト舗装を機械で施工する
機械施工－3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を機械で施工する

助成金の額

助成金の額は、工事見積書の舗装工事費に4分の3を乗じて得た額、又は50万円のいずれか少ない額です。

助成金の上限額は、工事標準単価に舗装面積を乗じた額です。

工法ごとに助成対象となる舗装工事費を、次の工事標準単価のと

おり定めています。

工 法	m ² 当たり工事標準単価（税込）
人力施工－1	13,800 円
人力施工－2	7,100 円
人力施工－3	16,300 円
機械施工－1	8,600 円
機械施工－2	4,700 円
機械施工－3	7,000 円

助成の流れ

① 事前協議

私道舗装工事の助成対象になるかどうか土木部道路室管理グループに問い合わせてください。担当者が調査をします。

② 交付の申請

事前協議により助成対象の確認ができたときは、助成金の交付申請をしてください。

その際には、次の書類を提出してください。

- (1) 私道舗装工事助成金交付申請書（要領一様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 平面図（舗装面積の算出式や排水計画が確認できるもの）

- (4) 現況写真
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 当該敷地の所有者及び隣接する土地の所有者が当該私道について一般の通行の用に供することの承諾及び当該私道の沿道の居住者から舗装工事の要望があったことを証する書類（私道舗装助成制度ホームページ 私道舗装助成各種様式 参照）
- (7) その他市長が必要と認める書類

③ 交付の決定

交付が決定したときは、私道舗装工事助成金交付決定通知書（要領一様式第2号）により、申請者に通知します。

④ 工事の施工

申請者が契約した請負業者により、工事を施工してください。

⑤ 完了の報告

工事が完了したときは、完了の報告をしてください。

その際には、次の書類を提出してください。

- (1) 私道舗装工事完了報告書（要領一様式第5号）
- (2) 舗装工事の実施状況が分かる写真

- ・ 工事着手前、完了写真（全景）
- ・ 工程別写真
- ・ 出来形確認写真（舗装厚、路盤厚）
- ・ その他必要写真

（３） 舗装工事に要した費用の支払いを証明する書類

（４） 竣工図（舗装面積の算出式が確認できるもの）

⑥ 検査

完了の報告があれば、市の検査員が検査をします。

⑦ 交付の確定

検査に合格すれば、私道舗装工事助成金交付額確定通知書（要領一第6号）により、申請者に助成金の交付額の確定を通知します。

⑧ 助成金の請求

交付の確定通知書を受け取り後、私道舗装工事助成金交付請求書（要領一第7号）を提出してください。

指定の口座に助成金が振り込まれます。

この手引きは、必要に応じて見直します。

連絡先

吹田市 土木部 道路室 管理グループ

〒565-0855

大阪府 吹田市 佐竹台1丁目6番3号

TEL 06-6872-6114

手引き改正日：令和7年4月1日